

収集資源センター自動販売機設置事業者募集要項

1 貸付物件概要

別添公募物件説明書のとおり。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をいずれも満たしている者が入札参加資格を有します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後3年を経過したものを含む。）であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあつては福井市内に本店又は事業所を置いていること、個人にあつては福井市内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去2年以内に福井市が実施する飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく、契約を締結しなかった者でないこと。
- (9) 同一設置場所の自動販売機に係る直近の福井市との契約によって、入札参加が認められていない者でないこと。

参考 地方自治法施行令抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職

務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

なお、貸付契約期間の更新はなく、期間満了により賃貸借契約は終了します。

(3) 貸付料

貸付料は公募により決定した額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に必要な経費並びに光熱水費は、設置事業者の負担とします。

電気使用料は、各設置事業者において専用メーター（子メーター）を設置し、それによる実費を福井市が指定する日までに納入してください。

また、水道を使用する場合は、水道料金及び下水道使用料の従量料金分を福井市が指定する日までに納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、省電力、ノンフロン対応等環境に十分配慮したものであること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 契約書の貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 商品の補充、容器回収を実施する時間や経路については、福井市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳、コーヒー等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。

オ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

カ 自動販売機を使用して商品の販売促進又は製造会社以外の営利目的の広告は出さないこと。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理その他の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充の管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する商品の容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機には連絡先を明記し、故障や問合せ等について、設置事業者の責任で対応すること。

(8) 契約の解除

ア 福井市は、契約した貸付期間にかかわらず、次に掲げる場合は、契約を解除することができるものとします。この場合において、(イ)から(エ)までに該当するときは、設置事業者は、違約金（貸付料総額の100分の10に相当する額をいう。イにおいて同じ。）を福井市に支払うこととします。

(ア) 福井市において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき、又は必要が生じたとき。

(イ) 設置事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

(ウ) 設置事業者が福井市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有していると認められるとき。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)のほか、設置事業者の責に帰すべき事由により、福井市が契約を継続しがたいと認めたとき。

イ 設置事業者は、契約した貸付期間にかかわらず、契約を解除する日の3月前までに書面にて福井市に通知した場合は契約を解除することができるものとします。この場合において、設置事業者は違約金を福井市に支払うこととします。なお、解除した後、同場所の後継設置者を選定する入札には参加できません。

(9) 貸付料の返還等

(8)ア(ア)により契約が解除された場合の既納貸付料については、日割り計算により算出された額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還することとします。

なお、(8)ア(イ)から(エ)までのいずれかの理由により契約解除された場合又は設置者の自己都合により契約が解除された場合においては、既納貸付料は返還しません。

また、設置事業者の責に帰することができない理由で施設を閉鎖する場合には、日割計算により閉鎖日数分の貸付料に相当する額を返還（未納の場合には減額）することができるものとします。

(10) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とします。

(11) 売上の報告

設置事業者は、本件賃借に係る自動販売機の売上金額、売上数量を、別に指定する期日までに福井市に報告することとします。

4 入札参加申込書等の受付

(1) 提出方法・提出先

ア 郵送の場合 〒910-8032 福井市南江守町第2号1番地

福井市役所 市民生活部 環境事務所 収集資源センター 庶務係 あて

※書留等配達記録の残る方法で送付してください。

イ 持参の場合 収集資源センター 福井市南江守町第2号1番地

(2) 受付期間

ア 郵送の場合 令和8年1月19日（月）から同年2月5日（木）17時必着

イ 持参の場合 令和8年1月19日（月）から同年2月5日（木）までの
9時～12時 13時～17時（土曜日・日曜日を除く）

(3) 入札参加申込みに必要な提出書類

ア 入札参加申込書（様式第1号）

イ 入札書（様式第2号）…入札書のみを物件毎に定型封筒に封入し、封緘部分に入札書と同じ印鑑で割印してください。また、表書きに開札日時、件名、物件番号を記入してください。

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 入札保証金免除申請書（様式第4号。契約書等のコピー添付）又は入札保証金納付済書（コピー）

オ 委任状（参考様式①）…代理人が入札及び開札立会いに参加する場合のみ提出してください。

5 入札書に記載する金額

(1) 入札金額は、年額を100円単位（税抜き）で記入してください。

(2) 入札書に記載された年額に消費税及び地方消費税を加えたものの3年分を貸付料の総額とします。

(3) 入札金額には、光熱水費は含まないものとします。

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、その見積りに係る入札金額（税込み）の100分の5以上の額（100円未満切り上げ）の入札保証金を所定の納付書にて納付し、その領収書の写しを、入札参加申込書等と共に提出してください。

(2) 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定した後、それぞれ入札保証金還付請求書の提出を受けて還付します。ただし、落札者については協議により、当該入札保証金を契約保証金に充当することができます。

(3) 福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第93条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

7 開札

(1) 入札参加者のうち、福井市が定めた最低価格以上で最高の価格により有効な入札をした者を落札候補者とします。なお、最高価格で同価の入札をした者が2人以上ある場合は当該入札者立会いのもと、くじにより選定します。当該入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじ引きを行います。

(2) 開札は、令和8年2月13日（金）14時27分から福井市役所 別館中2階 入札室において行います。入札室への入室は入札をしようとする本人又は入札をしようとする者から委任を受けた代理人のみが可能です。

- (3) 入札結果については、落札候補者が当日立ち会わなかった場合を除き、改めて通知しません。

8 落札候補者の入札参加資格の確認

落札候補者は次の資格確認書類を提出してください。

(1) 提出方法・提出先

- ア 郵送の場合 〒910-8032 福井市南江守町第2号1番地
福井市役所 市民生活部 環境事務所 収集資源センター 庶務係 あて
イ 持参の場合 収集資源センター 福井市南江守町第2号1番地

(2) 受付期間

- ア 郵送の場合 令和8年2月13日（金）から同年2月17日（火）17時必着
イ 持参の場合 令和8年2月13日（金）から同年2月17日（火）までの
9時～12時 13時～17時（土曜日・日曜日）

(3) 資格確認に必要な提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第5号）
イ 証明書類※発行日から3か月以内のもの、コピー可
・個人の場合・・・住民票の写し
・法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
ウ 福井市税の納税証明書※発行日から3か月以内のもの、コピー可
エ 販売品目一覧（参考様式②）
オ 設置する自動販売機のパンフレット
カ 市外に本店を有する法人の場合は市内での営業実態がわかるもの（会社パンフレット等）
キ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていることを証する書類の写し

9 落札者（設置事業者）の決定

- (1) 提出書類により入札参加資格が確認できた場合、落札者（設置事業者）として決定します。
なお、入札参加資格が確認できなかった場合は、次順位者が新たに落札候補者となります
(2) 設置事業者の決定後、物件ごとの設置事業者名及び落札金額を公表します。

10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして指定する期日までに貸付契約の手續に応じなかった場合
(2) 設置事業者が入札者の資格を失った場合

11 貸付契約の締結

- (1) 別紙賃貸借契約書（案）により契約書を作成し、福井市が定める期日までに、契約を締結するものとします。
(2) 契約の締結及び履行に要する費用については、全て設置事業者の負担とします。
(3) 契約締結は申込者名義で行います。

1 2 契約保証金

- (1) 設置事業者は、貸付料総額の100分の10以上の額（100円未満切り上げ）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（福井市財務会計規則第112条の2に規定する担保）を所定の手続に従い納付してください。
- (2) 納付された契約保証金は、契約履行後、契約保証金還付請求書の提出を受けて還付します。
- (3) 福井市財務会計規則第113条（第2号を除く）のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

1 3 貸付料の納付

福井市が発行する納入通知書により年度ごとに一括納付していただきます。

1 4 その他

貸付物件（自動販売機設置場所）については、公募物件説明書等を参考に、現地において確認を行ってください。

現地確認日時は、1月19日（月）～23日（金）、各日とも9時～12時 13時～17時です。前日までに収集資源センターへご連絡の上、直接、現地へお越しください。

1 5 問い合わせ先

福井市役所 市民生活部 環境事務所 収集資源センター 庶務係

〒910-8032 福井市南江守町第2号1番地

TEL 0776-35-0052

FAX 0776-35-0813